

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号		
品 名 又は 件 名	二等航空整備士に関する部外委託講習	入基LPS-X-11453		
		承 認	令和8年 9月29日	
		作 成	令和8年 9月29日	
		改 正	令和 年 月 日	
			令和 年 月 日	
		要求部隊名	中部航空警戒管制団司令部技能訓練所	

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊入間基地において実施する二等航空整備士に関する部外委託講習について規定する。

1.2 略語は以下のとおり。

1.2.1 テキスト

講習に使用する教育資料（教本及び問題集等）をいう。

1.2.2 検査官等

検査官及び監督官をいう。

2 役務に対する要求

2.1 役務の内容

2.1.1 講習の目的

航空自衛隊で航空機の整備に関わる実務経験を有する受講者に対して、二等航空整備士（飛行機（タービン））（国家資格）の学科試験に合格し得る専門的知識・技能・能力を習得させる。

2.1.2 講習の概要

調達要領指定書に示す。

2.1.3 講習実施要領

- 受講者が航空機の整備に関わる実務経験の長短があることを前提に講義するものとする。
- 契約相手方は、マイクロソフト社パワーポイント（基準）を用いて講義するものとし、テキスト又はパワーポイントのスライドをそのまま印刷した教材を受講者人数分準備する。

2.1.4 講習課目及び時間

調達要領指定書に示す。

2.2 講習に関する管理事項

a) 契約相手方が実施する事項

- 1) 契約相手方は、受講者用のテキストを選定し準備しなければならない。

件 名	二等航空整備士に関する部外委託講習
-----	-------------------

- 2) 契約相手方は、技能訓練所にテキストを配送する場合は、次の宛先に平日午前中に到着できるように指定するものとし、送料は契約相手方が負担しなければならない。

郵便番号	住 所	宛先	電話番号
350-1324	埼玉県狭山市稲荷山 2-3 航空自衛隊入間基地 中警団司令部技能訓練所	技能班長	04-2953-6131 内線 (2390)

- b) 視聴覚器材の使用に関する事項
契約相手方は、官側に設置されているプロジェクター及びマイク等の視聴覚器材を使用する場合は、監督官と調整のうえ、使用することができる。

2.3 講師の要件に関する事項

国土交通省の指定を受けた航空従事者指定養成施設の学科教官に任用されている者とする。

2.4 講師の変更

契約相手方は、契約締結後やむを得ない事情により講師が変更となる場合は、確実な引継を実施しなければならない。

3 提出書類

3.1 実施計画書

契約相手方は、役務の実施に先立ち、講習に関する実施計画書（様式任意）を作成し、監督官が示す期限までに次の事項により作成し、提出しなければならない。

- a) 講習項目
- b) 実施日程及び時間
- c) 講習内容
- d) 講師に関する事項
 - 1) 氏名
 - 2) 所属
 - 3) 保有資格
 - 4) 講師として講義を実施した経歴

3.2 実施計画変更書

契約相手方は、実施計画書の内容等に変更があった場合は、速やかに実施計画変更書（様式任意）を作成し、監督官に提出しなければならない。

3.3 講師等の基地入門に係る情報

講師等の入間基地隊門の入門に必要な情報について、監督官が示す日時までに次の事項について通知するものとし、細部は監督官と調整するものとする。

- a) 氏名
- b) 和暦生年月日（歳）
- c) 住所
- d) 携帯番号
- e) 入門日
- f) 利用隊門（正門又は稲荷山門）
- g) 車両ナンバー（車両で入門する場合のみ）

件 名	二等航空整備士に関する部外委託講習
-----	-------------------

4 防衛省退職者の情報

入門に関して、過去に防衛省職員として勤務経験がある場合(いわゆる防衛省OB)は、監督官の示す日時までに監督官に対して、3.4 講師等の基地入門に係る情報とともに、次の事項を通知しなければならない。

- a) 防衛省退職時の所属及び役職
- b) 防衛省退職時の階級等(特別昇任も含む。)

5 検査官及び監督官の業務

検査官等は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

6 管理事項

6.1 基地内共通事項

契約相手方は、基地において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は、検査官等の指示に従わなければならない。

6.1.1 電力及び水道水

契約相手方は、役務履行の現場において基地の電力及び水道水を使用する必要がある場合は、官側のものを使用することができる。ただし、使用に際して事前に監督官と調整しなければならない。

6.1.2 基地及び基地の施設等への立ち入り

- a) 契約相手方は、基地及び基地の施設等への立ち入りに関し、入間基地警備規則に基づく所要の手続きを実施し、許可を受けるものとする。
- b) 契約相手方は、基地内において役務履行で必要な場所以外への立ち入りは行わない他、細部は監督官の指示に従わなければならない。

6.1.3 情報

契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。

6.1.4 写真撮影

契約相手方は、基地内において写真撮影をする場合は、契約役務に必要な内容のみとし、監督官の許可を得なければならない。

6.1.5 パソコン等の使用

契約相手方は、役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保持してはならない。

6.2 官側における支援

契約相手方は、講習の実施にあたり、官側の支援を必要とする場合は、監督官と協議のうえ、官側の可能な範囲で支援を受けることができる。

6.3 その他

この仕様書に記載されていない事項で関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施しなければならない。その際、この仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、速やかに検査官等と調整のうえ、その指示を受けなければならない。

6.4 問い合わせ

調達要領指定書に示す。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	中警団技－１１
	調 達 要 求 年 月 日	令和８年１０月１３日
	作 成 部 課	中部航空警戒管制団司令部技能訓練所
	作 成 年 月 日	令和８年９月２９日
品 名 又 は 件 名	二等航空整備士に関する部外委託講習	
仕 様 書 番 号	入基ＬＰＳ－Ｘ－１１４５３	
2 役務に関する要求		
2.1.2 講習の概要		
a) 履行期間：契約締結日～令和９年３月５日（金）		
b) 講習期間：令和９年１月１４日（木）～同年３月４日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）		
c) 講習日数：３４日間		
d) 予備日：令和８年３月５日（金）とし、やむを得ず講義の実施が不可能になった場合、講習日として使用する。		
e) 講習時間：各日０９：００～１７：００（内、１時間は昼食休憩時間）とし、基礎講習を０９：００～１６：００、補備講習を１６：００～１７：００とする。		
f) 講習総時間：２３８時間		
g) 実施場所：入間基地内施設とし、細部は図１及び図２のとおり。		
h) 受講人数：９名		
i) 実施方法：講師派遣による対面講義方式		
j) 講師の数：各課目１名（基準）		
2.1.4 講習課目及び時間		
基礎講習と補備講習、模擬試験を設定し、効率的かつ効果的に講習を実施する。		
a) 基礎講習		
1) 機体課目（航空力学及び装備品を含む。）は、８７時間を基準とする。		
2) 発動機課目は、６３時間を基準とする。		
3) 航空法規課目（ヒューマンファクタを含む。）は、２４時間を基準とする。		
b) 補備講習		
基礎講習の各課目の反復・演練とし、３４時間を基準とする。		
c) 補備講習は、基礎講習の各課目に基づき、受講者自身が復習できる内容とし、テキストのほか、契約相手方が準備した教材を活用して実施するものとする。また受講者からの質問に対して回答及び指導しなければならない。		
d) 模擬試験		
実戦的な模擬試験と、その結果に基づいた個別指導により、確実な知識の定着を図ることとし、３０時間を基準とする。		
e) 補備講習及び模擬試験で使用する教材及び内容については、監督官と調整のうえ、決定するものとする。		

5 管理事項

5.3 問い合わせ

この仕様書についての問い合わせ及び監督官との調整先は、中警団司令部技能訓練所（04-2953-6131（内線2391））とする。

实施场所 (入間基地地図)



実施場所 (技能訓練所庁舎平面図)

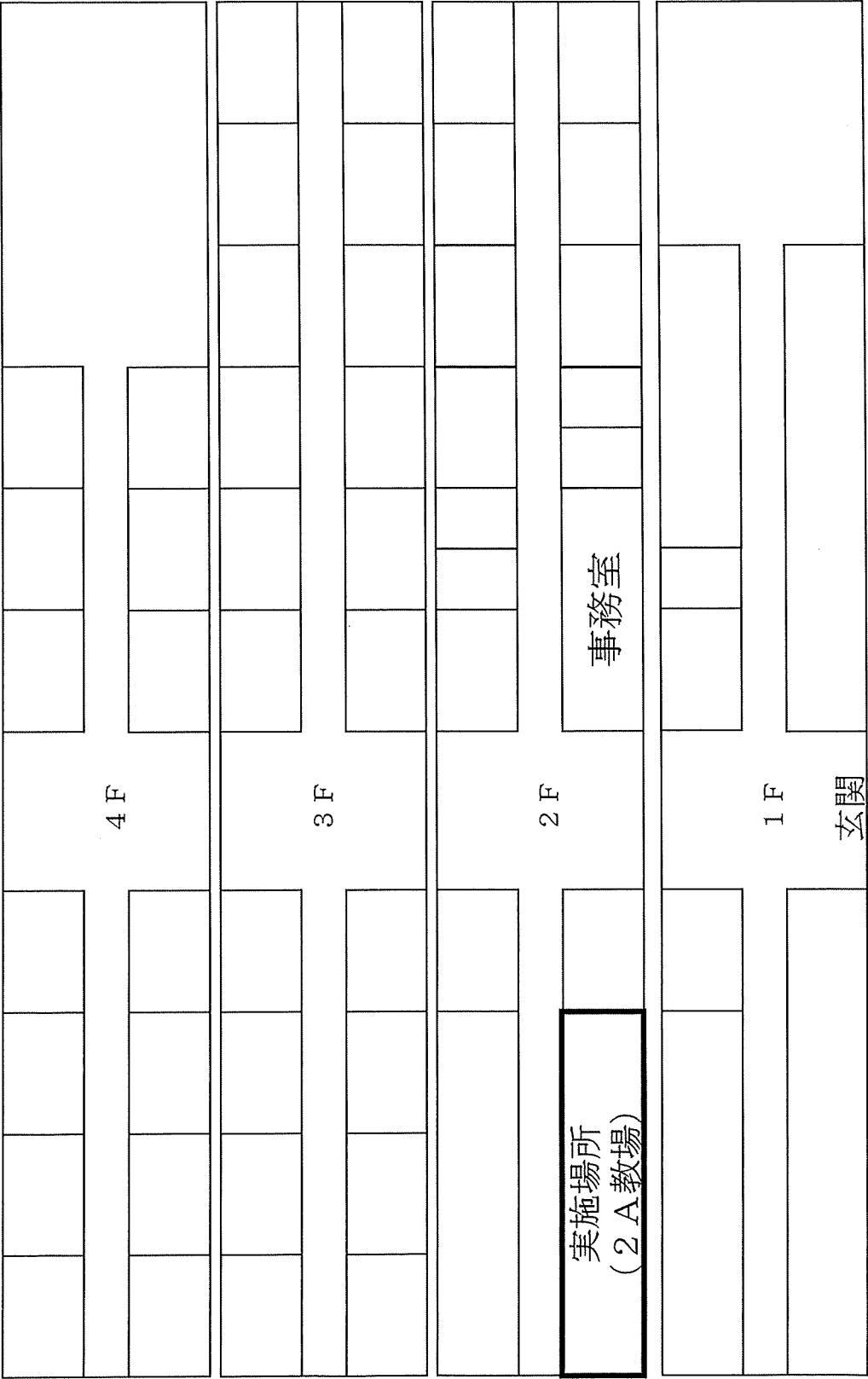


図 2